

増税後の請求に係る留意事項等について

○ 消費税率変更に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用について

2019年度の特定健康診査及び特定保健指導の集合契約（市町国民健康保険関係）については、平成31年4月1日付けで締結したところですが、この契約書中第7条において消費税率が変更された場合、消費税率変更後に実施した特定健康診査及び特定保健指導に係る委託料（費用）は変更後の消費税率を適用して請求することとされております。

ついでには、消費税率変更後の委託料を次のとおりお知らせしますので、参考としてください。

消費税率変更に伴う特定健康診査及び特定保健指導の委託料（2019年度）

区分		【税率変更前】 1人当たり委託料単価 (消費税含む) (4月1日～9月30日)	【税率変更後】 1人当たり委託料単価 (消費税含む) (10月1日～)	
		個別健診	個別健診	
特定健康診査	基本的な健診の項目		8,330円	8,484円
	詳細な健診 の項目 (医師の判断 による追加 項目)	貧血検査	231円	235円
		心電図検査	1,365円	1,390円
		眼底検査 (両側)	1,176円	1,198円
		血清クレアチニン 検査及びeGFR	119円	121円
特定保健指導	動機付け支援 (動機付け支援相当)		9,800円	9,981円
	積極的支援		22,000円	22,407円

※被爆者健診（原爆被爆者援護法に基づく被爆者健診）を同時に実施した場合、特定健康診査単価（基本的な健診項目単価）から差引く金額

同時に実施する健診の種類	上記単価(基本的な健診項目単価)から差し引く金額	
	【税率変更前】	【税率変更後】
被爆者健診(一般検査を実施した場合)	4,892円	4,983円
被爆者健診(一般検査及び肝機能検査を実施した場合)	6,933円	7,061円
被爆者健診(一般検査及び貧血検査を実施した場合)	5,129円	5,224円
被爆者健診(一般検査, 肝機能検査及び貧血検査を実施した場合)	7,170円	7,303円